

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	勤労者総合福祉センターの使用料金の還付	
根拠条例等・条項	堺市立勤労者総合福祉センター条例第12条 堺市立勤労者総合福祉センター条例施行規則第11条	
所 管 課	産業戦略 部	雇用推進 課
審 査 基 準	<p>【堺市立勤労者総合福祉センター条例第12条より】</p> <p>第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【堺市立勤労者総合福祉センター条例施行規則第11条より】</p> <p>第11条 条例第12条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその還付額は、次のとおりとする。ただし、第8条第2項の規定により使用許可の変更を承認した場合は、第2号の規定は適用しない。</p> <p>(1) 天災地変その他使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなったとき。 既納の使用料の全額</p> <p>(2) 使用者が使用しようとする日前7日（ホールにあっては、1か月前の日）までに使用の取消しを申し出て、その理由が認められたとき。 既納の使用料の半額</p> <p>2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、堺市立勤労者総合福祉センター使用料還付申請書(様式第5号)に使用許可書を添付して市長に提出しなければならない。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即日～2日
	標準処理期間を設定できない理由	